

鹿児島市母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金回収業務委託に関する質問と回答

No.	項 目	質 問 内 容	回 答
1	仕様書 2①（イ）	住所や電話番号等の調査業務や訪問業務につきましては、委託者と受託者が協議のうえ弁護士判断にて実施でよろしいでしょうか。	調査業務や訪問業務については、本市と協議のうえ、その結果により実施していただきます。
2	仕様書 2①（ク）	・回収を取りやめるべき債権が生じた場合の対応につきまして、「発注者に書面で通知するものとする。」と記載がありますが、書面の指定様式はございますか。 指定様式がある場合、事前に確認させていただくことは可能でしょうか。 また、記載すべき項目を満たしていれば、受託者の任意様式で対応させていただくことは可能でしょうか。 ・通知する場合、電子媒体で対応させていただくことは協議可能でしょうか。	・任意様式で差し支えありません。 ・通知について電子媒体での対応とすることは協議可能です。
3	仕様書 2②（ア） （イ）	・報告期日につきまして「翌月 5 日」と記載がありますが、「翌月 5 営業日」へ変更していただくことは協議可能でしょうか。 ・受託収納実績報告書（報告様式第 15）および債権調査管理報告書（様式 1）につきまして、事前に確認させていただくことは可能でしょうか。もしくは、記載すべき項目を満たしていれば、受託者の任意様式で対応させていただくことは協議可能でしょうか。 ・報告媒体につきまして、受託者が電子媒体での報告を基本としている場合、対応していただくことは協議可能でしょうか。	・仕様書のとおり「翌月 5 日（ただし、5 日が発注者の閉庁日の場合は翌開庁日）」で原則お願いしますが、例えば、年末年始のように稼働日の確保が困難な場合は、協議可能とします。 ・様式についてはホームページ上に掲載しますので、そちらをご確認ください。 受託収納実績報告書（様式第 15）については、会計規則で定められた様式のため、任意様式でご対応いただくことはできません。 ・報告について電子媒体での対応とすることは協議可能です。
4	仕様書 2③（ア）	払込書につきまして、「一月毎にまとめて 1 枚」「債務者毎に 1 枚」「債務者の月毎に 1 枚」かご教示ください。	「一月毎にまとめて 1 枚」の払込書を発行します。

5	仕様書 2③（イ）	・受託収納内訳書（報告様式第14）につきまして、事前に確認させていただくことは可能でしょうか。もしくは、記載すべき項目を満たしていれば、受託者の任意様式で対応させていただくことは協議可能でしょうか。また、「関係書類」と記載がありますが、こちらは銀行の入出金明細書でしょうか。 ・報告媒体につきまして、電子媒体にて対応させていただくことは協議可能でしょうか。	・様式についてはホームページ上に掲載しますので、そちらをご確認ください。 - 受託収納報告書（様式第14）については、会計規則で定められた様式のため、任意様式でご対応いただくことはできません。 「関係書類」は、入金状況と月末残高が分かる詳細な内訳が記載されたものであれば指定はありませんので、銀行の入出金明細書で差し支えありません。 ・報告について電子媒体での対応とすることは協議可能です。
6	仕様書 5①（ア）	債務関係情報の受け渡しにつきまして、「紙媒体を交付する方法によって受託者に通知する。」と記載がありますが、電子データでいただくことは協議可能でしょうか。	電子データでの受け渡しとすることは協議可能です。
7	仕様書 5⑤	・債務者との分納誓約につきまして、債務者と書面を取り交わすことは全件必須でしょうか。 ・書面は受託者の任意様式でよろしいでしょうか。	・分納誓約について書面の取り交わしは必須ではありませんが、債務承認及び誓約内容については債務者との間で疑義が生じないよう明確にし、合意内容は交渉記録として確実に書面又は電磁的記録に残す等の対応をしていただく必要があります。 ・書面で取り交わす際の誓約書は、任意様式で差し支えありません。
8	仕様書 6（2） ②（ア）	・「発注者の定める様式の請求書」と記載がありますが、事前に確認させていただくことは可能でしょうか。もしくは、記載すべき項目を満たしていれば、受託者の任意様式で対応させていただくことは協議可能でしょうか。	・本市が定める請求書の様式は、ホームページ上に掲載しますので、そちらをご確認ください。様式は、記載すべき項目を満たしていれば任意様式で差し支えありません。 - なお、記載すべき事項は、請求金額、算出基礎、債権者の住所及び氏名、適格請求書発行事業者登録番号、押印（請求印省略の場合は担当者氏名及び電話番号が記入）、請求年月日です。

		・請求書につきまして、電子媒体で対応させていただくことは協議可能でしょうか。	・請求書について電子媒体での対応とすることは協議可能です。
9	実施要領 7	・初回委託予定債権の件数、金額 ・他社へ既に委託済みの債権の件数、金額 ・未収発生からの期間（3年未満、5年未満、5年以上等） ・「各年度4月1日現在において、債権の弁済期到来者で過去1年以上返済がなく～」と記載がありますが、年度ごとに弁済期が到来した場合、追加委託債権の対象になるという認識でよろしいでしょうか。 ・年度ごとの追加委託債権の予定金額（あくまでも想定金額でかまいません）をご教示ください。	・初回委託予定債権（想定） 約95件 総額約3,720万円 ・現在委託している債権（R8年6月） 約100件 総額約3,900万円 ・未収発生からの期間は集計しておりませんが、償還終期（最終弁済期）からの期間は、 3年未満 0件 3年以上5年未満 4件 5年以上 96件 です。 ・そのとおりです。 ・年度ごとの追加委託債権の想定額 約5件 230万円（過去3年平均）